

別表（第4条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 負担金算定基準額	4 負担率
公共事業連携 先行地籍調査事業	先行地籍調査を実施する市町	先行地籍調査の実施区域における補助対象経費の額	5%

様式第1号（第5条、第9条関係）

〇〇年度公共事業連携先行地籍調査事業計画（報告）書

（1）総括表

対象公共事業	事業名	（公共・単県）	
	路線河川等名 （工区名）		
	事業計画	事業期間	着工予定 年頃 （用地調査着手 年頃）
		事業用地	地内 ～ 地内
先行地籍調査	実施区域 （単位区域名）		
	実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
	面積	(k m <sup>2</sup> )	
	補助対象経費 （算定基準額）	(千円)	
負担額 （補助対象経費×5.0%）		(千円)	

（注）補助対象経費は先行地籍調査の実施に必要な経費。

（2）先行地籍調査の実施区域図：別添のとおり（用地調査予定区域も図示すること）

（3）先行地籍調査の実施区域の面積計算書（任意様式で添付すること）

様式第2号（第5条、第9条関係）

〇〇年度公共事業連携先行地籍調査事業費負担金収支予算（決算）書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
県負担金	円	
計		

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
	円	
計		

予算議決（又は予算議決予定）

年 月 日

様

鳥取県知事

〇〇年度公共事業連携先行地籍調査事業費負担金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった公共事業連携先行地籍調査事業費負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本負担金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本負担金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本負担金の負担金対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本負担金の額の確定は、負担対象経費の実績額について、公共事業連携先行地籍調査事業費負担金交付要綱（平成21年4月14日付第200900001872号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 規則等の規程の遵守

本負担金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。